

アンケート調査における運行経路選択に係る設問の設定について（修正）

平成 16 年 9 月 2 1 日
国 土 交 通 省
近 畿 地 方 整 備 局

アンケート調査の目的は「国土交通省から警察庁に対し、国道 43 号に関して、現行の交通規制に加え、本件地域において大型車の交通規制の可否について検討を要請するために必要な資料を得ること」であり、大型車の交通規制の可否の検討にあたっては、次の項目が必要であると考えている。

- ・ 事業者の現行の運行経路のうち、交通規制が実施された場合、転換可能な運行経路はどれか。
- ・ 運行経路を転換する場合の転換先路線を把握し、交通への影響を把握すること。
- ・ 運行経路の転換による交通への影響を、できるだけ幅広く把握すること。

尼崎市内の国道 43 号の交通規制の可否の検討のためのアンケート調査において、原告団の皆様が主張されるように「尼崎市」の国道 43 号を交通規制の区域として限定せず、「兵庫県内」の国道 43 号を交通規制の区域とした場合も含めて調査することが適当であると考え理由は、以下のとおりである。

調査における規制区域の設定の考え方

尼崎市内の国道 43 号の交通規制を実施した場合、大型車は、交通規制の区域である尼崎市に至るまでの区間では国道 43 号を走行し、交通規制の区域に至ると、この区域を回避する目的で他の道路に経路変更し、当該交通規制の区域を通過した後に改めて国道 43 号へ戻るといった利用形態が想定される。

この際、経路変更する交通が利用する道路の容量が交通量に比べて小さい場合、交通事故や渋滞等が発生する可能性が高くなることから、道路管理者としては、全体として安全、円滑な交通が確保されるよう努める必要があり、かかる観点から、経路変更する可能性のある交通の量と、経路変更する対象道路を把握する必要があると判断している。

経路変更する交通の量は、利用者の判断によるためアンケートによりその量を把握することも有効であると考えている。

また、アンケートが一部の利用者とならざるを得ないことから、結果には除去し得ない不確実性が含まれるものと想定しており、経路変更する交通を過少に把

握したとすれば、先に述べた交通事故や渋滞等の新たな問題の発生が懸念されるため、この可能性を極力小さくする意味で、できるだけ幅広く経路変更による交通への影響を把握する必要があると考えている。

経路変更する交通は、規制区間が短ければ迂回距離の短い経路が選択され、規制区間が長くなれば迂回距離が長くとも旅行速度の高い経路が選択されると想定される。

このような傾向を前提とすれば、できるだけ幅広く経路変更による交通への影響を把握するためには、規制区間が短い場合の結果から比較的近接する道路の影響を検討し、規制区間が長い場合の結果から比較的遠方の幹線道路の影響を検討する必要があると考えていることから、提案の規制区間を設定したものである。

なお、アンケートによって得られる結果には除去し得ない不確実性が含まれるものと想定されると先に述べたが、尼崎市域の国道 43 号を交通規制した場合の比較的近接する道路および比較的遠方の幹線道路への影響は、アンケートにおける規制区間を尼崎市内にした場合と兵庫県内にした場合における影響の範囲内になるものと推測される。